

1 棚田地域振興活動加算について

【概要】

認定棚田地域振興活動計画（※1）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算。

【単 価】 10,000円/10a

【目標設定】

次の（1）～（3）の各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定める。
その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）（※2）及び生産性向上（※3）に関する目標を含める。

- （1） 棚田等の保全に関する目標
棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等
- （2） 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等
- （3） 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

【認定棚田地域振興活動計画と棚田地域振興活動加算の関係】

別紙のとおり

- ※1 認定棚田地域振興活動計画
主務大臣から認定を受けた指定棚田地域振興活動計画をいう
- ※2 集落機能強化（人材の確保を含む）
地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を行う取組
- ※3 生産性向上
地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を行う取組

指定棚田地域振興活動計画と棚田地域振興活動加算の関係について

未定稿

- 中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田の保全等に関する定量的な目標を設定するとともに、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。
- 棚田地域振興活動加算を要求している地区において、指定棚田地域振興活動計画を策定する際は、手戻りが生じないよう、棚田地域振興活動加算の要件を踏まえて目標を設定するようにしてください。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

努力目標
(達成できない場合も可)

2 指定棚田地域振興活動の目標

【記載例】

- : 棚田の価値を活かした活動
- : 集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
- : 生産性向上に関する目標

(1) 棚田等の保全

- ・荒廃農地の発生防止・減少
 - 令和〇年までに〇〇棚田における荒廃農地率※2を〇%から〇%に減少させる。
 - ※2 荒廃農地面積 × 100 / (耕地面積 + 荒廃農地面積)
- ・担い手の確保
 - 令和〇年までに〇〇棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量/額を〇t/円から〇t/円に増加させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和〇年までに〇〇棚田に〇〇(花木等)を〇本、〇〇を〇本植栽する。
- ・集落機能の強化
 - 〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和〇年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇(加工品)の販売量を〇tから〇tに増加させる。

中山間地域等直接支払

加算の要件
(達成できなければ遡及返還)

棚田地域振興活動加算における目標設定

以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。
 ア 棚田等の保全
 イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
 その際、**棚田の価値を活かした活動**及び**集落機能強化(人材の確保を含む)**、**生産性向上**に関する目標を含めること。

- 目標が達成できない場合は加算分の交付金返還となる
- 目標達成の期限は交付期間中に設定(遅くとも令和6年度まで)
- 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

集落協定書(イメージ)

棚田地域振興活動加算

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和〇年までに〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

加算を念頭に目標を設定

計画と整合を図る

※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。

北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領(抜粋)

第6 交付金の実施

3 交付額

イ 加算措置

(ア) **棚田地域振興活動加算**（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、**棚田地域の振興を図る取組**を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a当たりの交付単価

地目	①道の交付金による交付単価	②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付単価
	棚田農地	
田	7,500円	10,000円
畑	7,500円	10,000円

注1 棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

2 勾配の測定については、別記4に定めるとおりとする。

3 「**棚田地域の振興を図る取組**」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、**地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。**なお、上記の目標については、実施要領第8で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、(エ)及び(オ)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された**認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。**

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

4 棚田地域振興活動加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(エ) **集落機能強化加算**（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付単価

注3 「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。

(オ) **生産性向上加算**（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付単価

注3 「農業生産性の向上を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。